

飛び降りようとしてもガードレールがあって不可能な状態が生じる。

一度、この歩道部分に入ってしまったら、ひたすら通り過ぎるか引き返すかしかなく、その他の行動は選択できない。

もし、加害少年が山（丘）の上方から下方の被害少女を目掛けて自転車で降りてきたのであったなら、自転車のスピードは弾みを付け、回避行動を選択し様もない少女に一気に突っ込み、極めて容易に凶行を実行し、容易に逃走を謀ることが出来たとみられる。



写真14 この高さでは、大人も飛び降りれない。

オ．団地街での住棟の配置位置の無計画さ（視線監視性の劣性＝Point11）

事件現場となった歩道とは反対側の団地は、基本的にカーブする市街地幹線道路に沿いながら、同時に、団地住棟のプライバシーを確保するという、困難な条件を満たすため、必ずしも住棟の配置が並列的でなく、出入りの在る不整合な状態を形成し、その向きも勝手な方向を向いている感がある。そのため、住民の視線が必ずしも対峙的に向合うことがなく、定常的な安定した視線の注視に欠ける状況に在る（写真15）。

加えて、もし、住民が凶行を発見したとしても、歩道を超えて10mの幹線道を渡り、車道から歩道への崖をよじ登って犯行現場に辿り

着くことは容易なことではない。

本事件の実行に際し、加害少年は、周囲を気にすることなく実行に及ぶことが出来たと想定される。

団地街のプライバシー確保も当然必要であるが、団地も街区を形成する一建物要素として、街区空間の安全確保に定常的な視線を提供する資源という観点からの団地街設計思想が求められる。



写真15 安定しない団地街からの視線。

(3) 第1及び第2事件発生地点及びその周辺地区に共通しての空間的問題点

ア. 計画性なく交差する小街路の形成（形成される迷路性=Point12）

第1及び第2の事件現場の地区に共通して小街路が縦横に走っていることが指摘できる（写真16・17・18）。団地街が形成される前、あるいは形成中に生じた人の踏み後の「獣道」がそのまま、利便性だけ強調されて、しかたなく未整備な街路として住民に承認されている感がある。

こうした小街路が存在することにより地区の迷路性は高まり、不審者が突然出現しても「不審」と感じられず、それだけ不審者の進入及び逃走が容易になっていると診断される。地区の迷路性は、その地区を熟知した犯罪者にとっては、逃走を極めて容易にする最大の条件で